

第3次一括法に伴う条例制定 概要書

■1 条例制定の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)「第3次一括法」」の施行に伴い、従来、介護保険法や厚生労働省令で定められていた介護予防支援事業所の人員等に関する基準等及び包括的支援事業の実施に係る基準について、市町村の条例で定めることとされました。

なお、条例は平成27年3月31日までに制定することとされており、本市においては平成27年4月1日施行を予定しています。

■2 市町村の条例で定めることとされた基準

(1) 指定介護予防支援等の基準

(関係法令)

- ・介護保険法第59条第1項第1号
- ・介護保険法第115条の24第1項、第2項
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)

(2) 指定介護予防支援事業の申請者の基準

(関係法令)

- ・介護保険法第115条の22第2項第1号
- ・介護保険法施行規則第140条の34の2

(3) 包括的支援事業の実施に係る基準

(関係法令)

- ・介護保険法第115条の46第4項
- ・介護保険法施行規則第140条の66

■3 制定する条例

(1) つくばみらい市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)

(2) つくばみらい市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(案)

■4 基準類型

今回制定する条例は、現行の厚生労働省令で定められた基準について、その内容によって「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の2つに分類され、それぞれの基準で許容される範囲内で制定することとされています。

基準の類型	内容
従うべき基準	省令で定める基準に従い、必ず適合しなければならないものであり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるもの
参酌すべき基準	基準を十分参酌したうえで、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

※今回の条例制定にあたっては「標準」に区分されるものはありません。

■5 基準設定の考え方

条例の制定にあたっては、その内容の多くが、本市の実情に国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性が認められないことから、原則として、国の基準に基づき条例を定めることとします。

ただし、介護予防支援の適正な提供という観点から、記録の整備に関する事項については、次のとおり本市独自の基準を定めることとします。

つくばみらい市独自基準(案)

(1) 記録の整備

介護予防支援の提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長します。

(2) 考え方

介護予防支援事業者に対する介護予防支援介護給付費の財源は、半分が介護保険料で、残りの半分を国、県、市の公費で負担している。

事業者が不適正な給付費の支給を受けた場合には、給付費の返還請求をすることになる。厚生労働省令では、介護予防支援の提供に関する記録の保存期間は2年と規定されているが、給付費の返還請求権は、地方自治法第236条第1項の規定により5年と定められている。

このため、本市では、事業者に対し介護予防支援の提供に関する記録の5年間の保存を義務付け、不適正な給付費の支給があった場合には、5年間さかのぼることができるようにする。

■6 基準の概要

(1) つくばみらい市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定地介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)

基準の概要			類型
総則 第1章	基本方針	・事業及び事業者に関する基本方針	参酌
		・事業申請者を法人とする。	従う
る基準 第2章	従業者の員数	・事業所ごとに必要な数の「保健師」等を1人以上置く。	従う
	人員に関する	・事業所事業所ごとに常勤専従の管理者を置く。ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務、地域包括支援センターの職務に従事できる。	従う
第3章 運営に関する基準	内容及び 手続の説明 及び同意	・運営規程等の概要を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。 ・介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等の説明及び理解を得る。	従う
		・利用申込者又はその家族から申出があった場合には、重要事項説明書に代えて、磁気ディスク、CD-ROM等により提供できる。	参酌
	提供拒否の禁止	・正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。	従う
	サービス提供困難時の対応	・利用申込者に対し適切な介護予防支援を提供することが困難な場合、他の事業者の紹介など必要な措置を講じる。	参酌
	受給資格等の確認	・被保険者証により、資格、認定の有無及び認定の有効期間を確認する。	参酌
	要支援認定の申請に係る援助	・事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。	参酌
	身分を証する書類の携行	・事業者は担当職員に身分を証する書類を携行させ、必要に応じて提示させる。	参酌
	利用料等の受領	・事業を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料と介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。	参酌

基準の概要			類型
第3章 運営に関する基準	保険給付の請求のための証明書の交付	・提供した事業についての利用料の支払いを受けた場合には、その利用料の額等を記載した「指定介護予防支援提供証明書」を利用者に交付する。	参酌
	指定介護予防支援の業務の委託	・事業者が指定介護予防支援の一部を委託する場合に遵守する事項	参酌
	法定代理受領サービスに係る報告	・毎月、市町村に対し、介護予防サービス計画において位置づけられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出する。	参酌
	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	・要支援認定を受けた利用者が要介護認定を受けた場合等において、直近の介護予防サービス計画等の書類を交付する。	参酌
	利用者に関する市への通知	・事業者が市に対し、遅滞なく意見を付して通知する事項	参酌
	管理者の責務	・管理者の責務に関する事項	参酌
	運営規程	・運営規程で定める重要事項に関する項目	参酌
	勤務体制の確保	・適切な指定介護予防支援を提供できるよう従業者の勤務体制を定める。 ・従業者の資質向上のため研修機会を確保する。	参酌
	設備及び備品等	・事業を行うための必要な広さの確保するとともに、必要な設備及び備品等を備える。	参酌
	従業者の健康管理	・従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行う。	参酌
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、重要事項説明書等を掲示する。	参酌	

基準の概要		類型	
第3章 運営に関する基準	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。 ・事業者は、正当な理由なく、秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。 ・サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者等の同意を文書により得ておく。 	従う
	広告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 	参酌
	介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、管理者及び従業員は、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等を利用するよう指示等を行ってはならない。 ・当該介護予防サービス事業者等から金品等の利益收受をしてはならない。 	参酌
	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が利用者等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するための方策に関する事項 	参酌
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の提供により事故等が発生した場合は市、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、その状況や処置等について記録する。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。 	従う
	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の会計を区分する。 	参酌
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する事業の提供に関して、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。 ・記録の保存期間は、事業の提供の完結の日から5年間 <p>※市独自基準 記録の保存期間を2年間から5年間に延長</p>	参酌

基準の概要			類型
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防支援の基本取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われ、医療サービスとの連携に十分配慮する。 ・目標志向型の介護予防サービス計画を策定する。 ・事業の質の評価を行い、常に改善を図る。 	参酌
	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援の方針は、第2条(第5項を除く。)に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づく具体的な取扱方針に関する事項 	参酌
	介護予防支援の提供に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援の実施に当たって、介護予防の効果を最大限に発揮できるようにするための留意点 	参酌
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準	準用	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援事業については、一部を除き基準該当介護予防支援の事業について準用する。 	参酌

(2) つくばみらい市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(案)

基準の概要		類型								
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業を実施することにより、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。 ・運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する。 	参酌								
職員に係る基準及び該当職員の数	<p>・一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数(専従・常勤)</p> <p>原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 その他これに準ずる者 1人 ・社会福祉士 その他これに準ずる者 1人 ・主任介護支援専門員 その他これに準ずる者 1人 <p>・上記の規定にかかわらず、運営協議会が認めた場合は次のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">担当する区域における第1号被保険者数</th> <th>人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね1,000人未満</td> <td>保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td>概ね1,000人以上 2,000人未満</td> <td>保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうちから2人(うち1人は専従・常勤)</td> </tr> <tr> <td>概ね2,000人以上 3,000人未満</td> <td>専従・常勤の保健師等及び専従・常勤の社会福祉士等又は主任介護支援専門員等のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者数	人員配置基準	概ね1,000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうちから1人又は2人	概ね1,000人以上 2,000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうちから2人(うち1人は専従・常勤)	概ね2,000人以上 3,000人未満	専従・常勤の保健師等及び専従・常勤の社会福祉士等又は主任介護支援専門員等のいずれか1人	従う
担当する区域における第1号被保険者数	人員配置基準									
概ね1,000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうちから1人又は2人									
概ね1,000人以上 2,000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうちから2人(うち1人は専従・常勤)									
概ね2,000人以上 3,000人未満	専従・常勤の保健師等及び専従・常勤の社会福祉士等又は主任介護支援専門員等のいずれか1人									

(緩和措置)

茨城県市長会においては、国に対し、上記の「第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数」について、人事環境上などから確保が難しい実情を踏まえ、市町村が公布する条例に十分な期間の経過措置を付することや「努める」といった努力目標的な表現を加味するなど、緩和措置の要望を行っています。

今後、国において前述の緩和措置に係る所要の手続きがなされた場合には、本市においても当該条例案の修正をしていきます。